

相続手続き

～ カードの特典・ 会員の義務 ～

クレジットカード・キャッシュカード・各種会員カード等、カードの所有者も、一人当たりのカード所有枚数も増加の一途をたどっています。この増加を促進している要因のひとつが、ポイント制やマイレージなどの各種制度・特典ですが、自分の所有するカードの内容を熟知されている方は、皆無と言っていいでしょう。

Cさんは昨年、愛息のDさんを交通事故で亡くされ、銀行の紹介で私共のセンターに相談にみえました。Dさんは大学卒業後、ITの会社を起業されて、社員も10人近くになり、順調にいきはじめたばかりという時に事故に遭われ、本当にお気の毒な状況にありました。

ご自宅を訪問すると、仏壇に故人の名刺入れと財布がありました。相談の内容は「会社をどうしたらよいか？会社でかけていた生命保険の取り扱いは？」ということでした。お話を伺っているうちにどうしても名刺入れと財布が気になって、ご両親にお願いして、中のカードを見せて頂きました。

Dさんのケースは工作中的自動車事故です。調べてみると、会員特典として、シートベルト保険（交通傷害保険）が附帯されているものがありました。それもゴールドカードなので死亡保険金は3,000万円です、しかし会員特典なので保険証券は手許にありませんし、保険料を支払う訳でもないのに、多分、カード所有者本人も保険に加入している自覚はないのが普通です（こんな特典で一番よく知られているのが海外旅行傷害保険です）。

Cさんの保険金請求手続きは、弁護士を紹介して、その弁護士に取っていただきました。それから4ヶ月ほどたって、Cさんからお礼のお手紙を頂きました。

カードの約款は、一度改めて読んでみてください。通称バンクカードと呼ばれる銀行系のカードには、キャッシング機能が付いていますが、亡

くなった時の借入金が免責になる特典もついています。金額はカード会社によって異なりますが、手続きさえすれば借入金を返済しなくてもよくなります。また、ショッピングに使うクレジットカードも前月の利用代金が免責されます。

カード会社のホームページで、該当項目を確認することができますので、一度、自分の所有するカードの特典をチェックしてみてください。一方、同じカードでも、スポーツジムやフィットネスクラブ等の場合には、特に入会保証金があるものについては注意が必要です。

別の相談者の事例ですが、Eさんのご主人は2年前、病気で亡くされました。生前はスポーツジムに入会して週に3回ほどトレーニングをされていたそうです。先月、スポーツジムからの会費の請求がEさん宅に届いて、「こんなことってあるのですか？」と驚かれ、センターにみえました。

入会時に50万円の保証金が預託されていたのですが、Eさんをはじめ残されたご家族がジムを利用されることはなく、退会の手続きもとらずにそのままにされていたため、毎年、会費が発生していました。相談を受けてすぐに退会手続きをとったのですが、保証金50万円から3年分の会費18万円が差し引かれて32万円が返却されました。スポーツジム側も保証金を預かっているため、会費の未納請求はしなかったため、放置していたのです。手続きをしなかったばかりに、誰も利用しないスポーツジムの会費を丸々3年間も払い続けていたのです。

皆様もご加入のカード・会員特典には、請求すると受け取ることができるもの、また、払わなくていいものがありますので、ご注意ください。（全国の相続手続き支援センター相談事例集Ⅰより）

●お問合せ先

相続手続き支援センター神奈川

クナンハ ムヨオ
フリーダイヤル 0120-978-640